

中小企業子育て支援助成金のご案内

あなたの会社に初めて
育児休業取得者が出た場合、支給されます

中小企業子育て支援助成金は、一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主（労働者数100人以下）に対して、**育児休業取得者が初めて出た場合**に助成金を支給し、もって中小企業における育児休業の取得を促進することを目的としています。

平成22年4月から制度が一部改正されました。

【主な改正点】

- 平成22年4月1日以後は、**育児休業のみが支給対象（経過措置を除く）**となりました。
※短時間勤務については、21世紀職業財団の両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）が一定の場合に利用できます。
- 平成22年5月1日以後に育児休業を終了した場合は、**育児休業終了後1年間雇用保険の被保険者として雇用された場合に支給対象**となります。
- 平成22年6月30日以後に育児休業を開始した場合の支給申請については、**支給申請書に育児休業取扱通知書（写）を添付**してください。



中小企業子育て支援助成金の受給を希望する事業主の皆様へ

中小企業における育児休業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主(労働者数100人以下)に対して、育児休業取得者が初めて出た場合に助成金を支給します。

この助成金は平成18年度から平成23年度までの時限措置です。

※赤字下線部分が平成22年4月の改正点です。

受給できる事業主

次の(1)～(5)のいずれにも該当する雇用保険の適用事業主について、助成金を支給します。

- (1) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主であること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づき、支給申請前に一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。平成21年4月1日以後、一般事業主行動計画を策定又は変更する場合は、一般事業主行動計画を公表し、かつ、労働者に対し周知したこと。
(※支給申請前に一般事業主行動計画策定・変更届を都道府県労働局に届け出ている場合は、支給対象となりませんので、ご注意ください。)
- (3) 労働協約又は就業規則に育児休業について規定している事業主であること。
平成22年6月30日以後に育児休業取得に係る支給申請を行う場合は、改正育児・介護休業法に対応した育児休業について、支給申請前に労働協約又は就業規則に規定している事業主であること。
- (4) 助成金支給申請にかかる労働者に対し書面等(育児休業取扱通知書など)により次の①～③(育児・介護休業法施行規則第5条第4項で定める事項)を通知した事業主であること。(平成22年6月30日以後に開始した育児休業に限る。)
 - ① 育児休業申出を受けた旨
 - ② 育児休業開始予定日及び育児休業終了予定日
 - ③ 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由
- (5) 当該企業において雇用保険の被保険者(船員保険の被保険者であった者を含む。)として雇用する労働者であって、平成18年4月1日以後に、初めて育児休業を取得した者が出たこと。
(※平成18年3月31日以前に育児休業を取得した者が出た事業主は支給対象になりませんので、ご注意ください。)

【参考】

○一般事業主行動計画について、詳しくは下記URLをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

○改正育児・介護休業法に対応した就業規則の規定例については、下記URLをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1w.pdf>

○育児休業取扱通知書については、下記URLの「社内様式2」をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1p_0004.pdf

支給額

次の(1)～(3)の要件を全て満たした育児休業取得者が出た場合、下表で定める額を支給します。

- (1) 雇用保険の被保険者資格：支給申請にかかる子の出生の日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用されていること。
- (2) 休業取得期間：平成18年4月1日以後、1歳までの子を養育するため6か月以上当該子にかかる育児休業※を取得したこと。（※労働者に産後休業をした期間があり、かつ、産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業を含め6か月以上。）
- (3) 復職後：**育児休業終了日の翌日から起算して1年以上※雇用保険の被保険者として**継続して雇用されたこと。（※対象労働者の育児休業終了日が平成22年5月1日前である場合は6か月以上。）

1人目	100万円
2人目から5人目まで	80万円

※同一の労働者が上記(1)～(3)に複数回該当する場合は、当該労働者が最初に該当する場合のみ支給対象となります。

注意事項

- 1 申請に係る事業主が助成金の支給対象事業主に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、この助成金は支給されません。
 - (1) 労働関係法令の重大な違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていることにより当該事業主に助成金を支給することが適切でないと認められる場合。
 - (2) 申請時点において、育児・介護休業法に違反し指導を受けたが是正していない場合。
 - (3) 申請に係る事業主が、支給決定までの間において、育児・介護休業法の重大な違反を行った場合。
 - (4) 過去2年を超えて労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第1項の一般保険料を納入していない場合。
 - (5) 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等（雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金）を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置が執られている場合。
- 2 この助成金受給後に申請を行った事業主が支給要件に充足していないことが判明した場合には、支給した助成金の返還を求められます。
- 3 不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日以後3年間助成金を受けることができなくなることがあります。
- 4 助成金の審査のため、支給申請から支給決定までの間及び支給決定後において、申請を行った事業主の育児休業の取得実態等、支給要件の充足を裏付ける資料の提出を求めことや、実地調査及び対象労働者への聞き取り等を行うことがあります。
- 5 両立支援レベルアップ助成金（代替要員確保等コース及び子育て期の短時間勤務支援コース）又は短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度導入促進等助成金）を受給した又は受けようとした場合、本助成金の支給対象とならない場合があります。

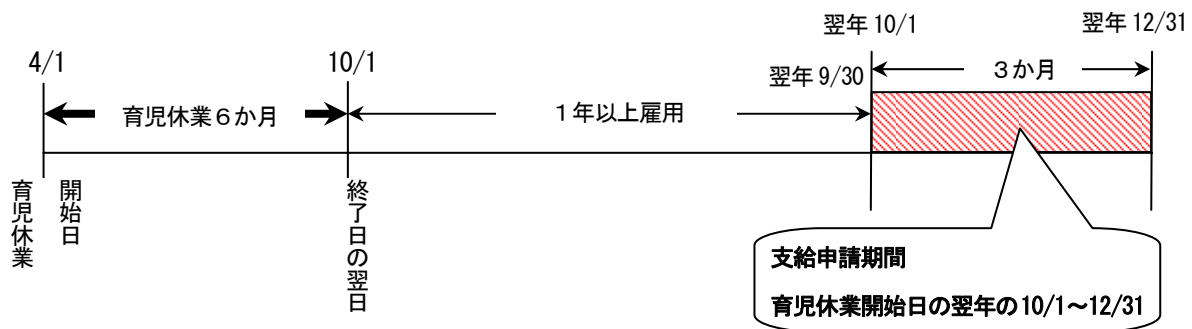
受給手続

1 申請期間

支給を受けるには、育児休業の場合は育児休業終了日（子が1歳に達する日の前日を限度とする。）の翌日から起算して1年を経過した日の翌日から起算して3か月以内に、「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）支給申請書」に必要な書類を添えて申請事業主の本社等の所在地を管轄する各都道府県労働局雇用均等室に提出する必要があります。

支給申請は、本社（人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所）で行ってください。

【例：育児休業開始日が4月1日で6か月育児休業を取得した場合】



2 提出書類

支給申請の際は、「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）支給申請書」に次の(1)～(2)の資料を添付して提出してください。

(1) 労働協約（写）又は就業規則（写）の育児休業が規定されていることが確認できる部分

平成22年6月30日以後に支給申請を行う場合は、改正育児・介護休業法に対応した育児休業が規定されていることが確認できる部分も添付してください。

(2) 対象労働者が育児休業を取得したことを確認できる書類及び育児休業終了後継続して雇用され、かつ、育児休業終了後1年（対象労働者の育児休業終了日が平成22年5月1日前の場合は復職後6か月）以上就労したことが確認できる書類

具体的には、次の①から④の資料を全て提出してください。

① 対象労働者に係る育児休業取得申出書（写）

② 育児・介護休業法施行規則第5条第4項で定める事項について当該対象労働者に対し通知した文書（育児休業取扱通知書）（写）

③ 母子健康手帳の子の出生を証明できる該当部分（写）

④ タイムカード（写）、出勤簿（写）、賃金台帳（写）等の当該対象労働者の育児休業の取得実績及び育児休業終了後の就労実績が証明できる書類

※その他、支給要件を満たしているかどうかを確認するため、書類の提出を求めることがあります。

提出先：支給申請書等は、本社所在地を管轄する都道府県労働局雇用均等室に提出してください。

経過措置

平成22年3月31日以前に本助成金の支給対象となる労働者が出た事業主については、経過措置として、育児休業と短時間勤務を合わせて5人目までが支給対象となります。育児休業に関する申請については前記に準じることとなりますが、短時間勤務に係る支給対象事業主の要件は、次のとおりです。

1 短時間勤務に係る支給対象事業主の要件

以下の(1)～(4)のいずれにも該当する雇用保険適用事業主に対し、この助成金を支給します。

- (1) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主であること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づき、支給申請前に一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。平成21年4月1日以後、一般事業主行動計画を策定又は変更する場合は、一般事業主行動計画を公表し、かつ、労働者に対し周知したこと。
- (3) 対象労働者の短時間勤務利用前に労働協約又は就業規則に当該短時間勤務について規定している事業主であること。(平成22年6月30日以後に支給申請を行う場合は、改正育児・介護休業法を踏まえ、所定労働時間の短縮措置について支給申請前に労働協約又は就業規則に規定している事業主であること。)
- (4) 対象となる短時間勤務とは、次の①及び②のいずれにも該当する短時間勤務であること。
 - ① 1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む制度を規定していること。(平成22年6月30日以後の支給申請に限る。)
 - ② 以下のア～ウのいずれかに該当するものであること。(ただし在宅就労を除く。)
 - ア 1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務
短時間勤務利用前に1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮すること。
 - イ 週又は月の所定労働時間を短縮する短時間勤務
短時間勤務利用前の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間数を1割以上短縮すること。
 - ウ 週又は月の所定労働日数を短縮する短時間勤務
短時間勤務利用前に1週当たりの所定労働日数が5日以上の方について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮すること。

2 支給額

下記(1)～(3)の要件を全て満たした短時間勤務制度を利用した者が出た場合、下記の額を支給します。

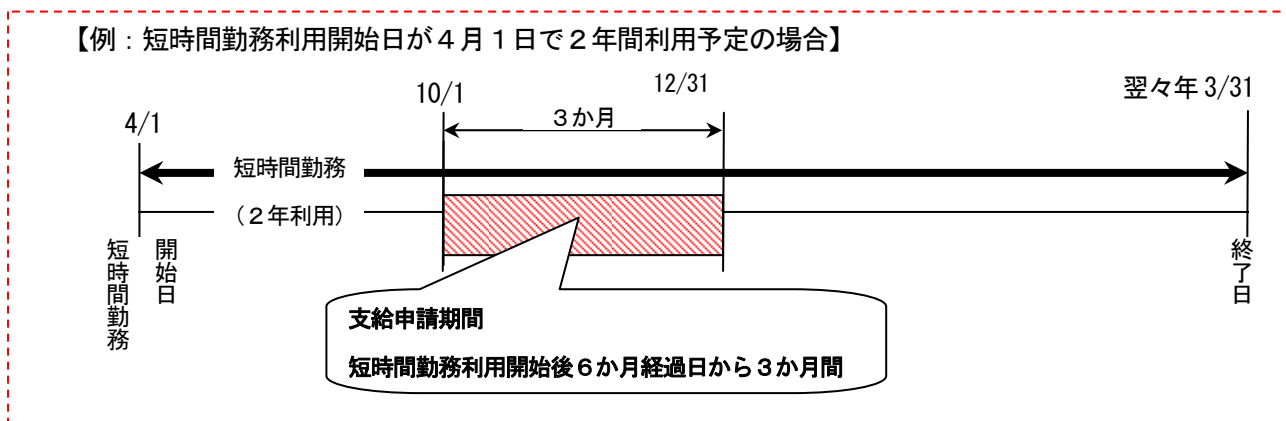
- (1) 雇用保険の被保険者として支給申請にかかる子のための短時間勤務の利用開始日まで1年以上継続して雇用されていること。
- (2) 3歳未満の当該子について平成18年4月1日以後対象となる短時間勤務制度の利用を開始したこと。
- (3) 子が3歳に達する日の前日までの間において、6か月以上当該制度を利用し、制度の利用開始後6か月経過日まで雇用保険の被保険者として引き続き雇用されたこと。

	育児休業	短時間勤務 ※利用期間に応じ、次の①～③のとおり。
1人目	100万円	① 6か月以上1年以下：60万円 ② 1年超 2年以下：80万円 ③ 2年超：100万円
2人目から 5人目まで	80万円	① 6か月以上1年以下：40万円 ② 1年超 2年以下：60万円 ③ 2年超：80万円

※同一の労働者が上記1(4)②ア～ウに複数回該当する場合は、当該労働者が最初に該当する場合のみ支給対象となります。

3 支給申請手続

支給を受けるには、当該労働者の短時間勤務制度の利用開始後、6か月を経過した日の翌日から起算して3か月以内に、「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）支給申請書」に必要な書類を添えて、申請事業主の本社等の所在地を管轄する各都道府県労働局雇用均等室に提出する必要があります。



4 提出書類

- (1) 対象労働者に係る短時間勤務の利用期間が明示された申出書（写）
- (2) 母子健康手帳の子の出生を証明できる該当部分（写）
- (3) タイムカード（写）、賃金台帳（写）等、当該対象労働者の短時間勤務制度の利用実績が証明できる書類

よくあるお問い合わせ

Q1 : 「常時雇用する労働者の数」とは？

A1 : 支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の**企業全体**で常時雇用している労働者数（2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の労働者と概ね同等である者の数）をいいます。

Q2 : 平成18年3月31日より前に育児休業者がいた場合、支給対象になりますか。

A2 : 平成18年4月1日以後初めて育児休業取得者が出た場合に支給対象となりますので、この場合は支給対象になりません。

Q3 : 平成18年4月1日以後初めて育児休業者が出て、まもなく2人目の労働者が育児休業を取得し、両者の休業期間が重なった場合、1人目・2人目はどのように数えればよいですか。

A3 : 上記「支給額」で定める(1)～(3)の要件を満たした順に1人目、2人目と数えます。

Q4 : 育児休業取得者の第1子の育児休業について、この助成金を受給しました。この労働者は第2子も育児休業を取得する予定ですが、第2子の育児休業も支給対象となりますか。

A4 : 第1子について本助成金の対象となっている場合には、同一の労働者の第2子は対象となりません。

Q5 : 育児休業者が復職後、引き続き育児短時間勤務をする予定です。これについて両立支援レベルアップ助成金（短時間勤務支援コース）の支給を受けた場合も、中小企業子育て支援助成金の支給対象となりますか。

A5 : 併給調整がかかるため、原則として支給対象となりません。

Q6 : 経過措置の対象になるのはどのような場合ですか。

A6 : 平成22年3月31日以前に本助成金の支給対象となる労働者が出た事業主が対象となり、育児休業と短時間勤務を合わせて5人目まで支給対象となります。

詳細は5ページ以下をご参照ください。

《問合せ先》 この資料に記載されている事項以外にも、詳細な支給要件が定められております。

この助成金の詳細については、各都道府県労働局雇用均等室へお問い合わせください。

都道府県労働局雇用均等室所在地一覧

平成22年6月1日現在

	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
青森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	017-734-4211	017-777-7696
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館	019-604-3010	019-604-1535
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8228	023-624-8246
福島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31	029-224-6288	029-224-6265
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
群馬	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル	027-210-5009	027-210-5104
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー 16階	048-600-6210	048-600-6230
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1611	03-3512-1555
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7380	045-211-7381
新潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地	025-234-5928	025-265-6420
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号	076-432-2740	076-432-3959
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4429	076-221-3087
福井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2859	055-225-2787
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026-227-0125	026-227-0126
岐阜	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-1220	058-263-1707
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310	054-252-8216
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング	052-219-5509	052-220-0573
三重	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-226-2318	059-228-2785
滋賀	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル	077-523-1190	077-527-3277
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-0504	075-241-0493
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6941-8940	06-6946-6465
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階	078-367-0820	078-367-3854
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0210	0742-32-0214
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170	073-475-0114
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857-29-1709	0857-29-4142
島根	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階	0852-31-1161	0852-31-1505
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館	082-221-9247	082-221-2356
山口	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館	083-995-0390	083-995-0389
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718	088-652-2751
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8924	087-811-8935
愛媛	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
高知	780-8548	高知市南金田1番39号	088-885-6041	088-885-6042
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4894	092-411-4895
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7218	0952-32-7224
長崎	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階	095-801-0050	095-801-0051
熊本	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-532-4025	097-537-1240
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8827	0985-38-8831
鹿児島	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル	099-222-8446	099-222-8459
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4380	098-869-7914

育児・介護休業法に関する厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html>